

千葉市公告第266号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出がなされたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

令和5年3月17日

千葉市長 神谷 俊一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 ドラッグコスモス祐光店
所在地 千葉市中央区祐光2丁目1009番1他

- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名 称 大和リース株式会社
代表者の氏名 代表取締役 北 哲弥
住 所 大阪市中央区農人橋二丁目1番36号

- 3 変更した事項
大規模小売店舗の名称
(変更前) 名 称 (仮称) ドラッグコスモス祐光店
(変更後) 名 称 ドラッグコスモス祐光店

- 4 変更の年月日
令和4年9月26日

- 5 変更する理由
店舗名称決定のため

- 6 届出の年月日
令和5年2月15日

- 7 縦覧場所
千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市経済農政局経済部産業支援課

- 8 縦覧期間及び時間
(1) 縦覧期間
令和5年3月17日から令和5年7月18日まで（土曜日・日曜日・国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）
(2) 時間
午前9時から午後5時15分まで